

池田市秦野サッカー - 少年団会則

第一章 総 則

- 第1条 名称は、池田市秦野サッカー - 少年団（以下、本団とする）と称す
第2条 本団は、日本スポ - ツ少年団と日本サッカー - 協会に加盟する

第二章 目 的

- 第3条 本団は、サッカー - を通じ団員相互の親睦を計り、健全な精神と身体を養い、他の団体と親密なる協調連絡を保つことをもって目的とする

第三章 組 織

- 第4条 本団は、団を統括する代表（団長）のもと指導部会と所属団員及び所属団員の父母による育成会とOB会をもって構成する
第5条 指導部会は、代表・総務・コ - チ・OBにより構成し、本団目的達成のため団の運営を行う
第6条 育成会とOB会は、会長・副会長・相談役・会計・会計監査・世話役の役員を置き、団の運営が円滑に推進するよう積極的に後援する
第7条 指導部会役員と育成会役員とOB会役員で、理事会を開催する
第8条 指導部会と育成会とOB会で、年一回の総会を開催する

第四章 資 格

- 第9条 団員は、小中学生とキッズで毎年度初めに入団手続きをする
2. 団員の父母は、団員の入団と同時に育成会に入会するものとする
3. 育成会々員は、原則として団員の父母または理事会で認めるものとする
第10条 団員の、他のクラブとの二重加盟は、これを認めない。違反したる時は即時退団するものとする

第五章 役 員

- 第11条 役員数と役割分担は、次の通りとする
代表（団長）は団を掌握し、目的達成のための権限を有する
総務（副団長）は団の総務を担当し、団長を補佐する
(1) 指導部役員
イ．団長 1名 団を運営する
ロ．コ - チ 若干名 団長の補佐として、団員の指導にあたる
ハ．団会計 1名 団会計の収支を行う
ニ．主 務 1名 団の総務を担当し、総務を補佐する
(2) 育成会役員
イ．会長 1名 育成会を代表し、統括する
ロ．副会長 若干名 会長を補佐し、職務を代行する
ハ．会計 1名 育成会々計の収支を行う
ニ．会計監査 若干名 団会計と育成会々計の収支を監督検査する
ホ．世話役 若干名 役員会の決定事項を会員に伝達し、遂行する
第12条 役員を選定は、理事会で行い総会に報告する

- 第13条 本団には、名誉会長・顧問・相談役を置くことができる
第14条 役員任期は一年とし再任は妨げない

第六章 運 営

- 第15条 本団の運営は、指導部会で決定し団長を中心に円滑に推進する
2. 指導部会は、団長もしくはその他役員が必要と認める時に主催し、随時開催する
- 第16条 育成会の運営は、育成会役員会で決定し、会長を中心に円滑に推進する
2. 育成会役員会は、会長もしくはその他役員が必要と認める時に主催し、随時開催する
- 第17条 指導部会および育成会役員の間にて協議する必要がある時は、理事会を開催する
2. 理事会は、開催を必要とする指導部会もしくは育成会役員が主催し運営する
3. 理事会は決定権を有し、総会等で報告をする

第七章 会費および会計年度

- 第18条 本団の会費は、理事会で決定する
第19条 本団の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月末日までとする

第八章 不測の事故

- 第20条 本団は、団員の不測の事故が発生したる場合、一切の補償や後日の治療費等の責任を負わないものとする

第九章 附 則

- 第21条 本団会則の改廃は、理事会で決定し総会に報告する
第22条 理事会が必要と認める時は、臨時総会を開催することができる
第23条 本会則は、昭和55年11月1日から実施する
第24条 昭和62年3月14日会則一部改正
第25条 昭和63年3月19日会則一部改正
第26条 平成12年3月11日会則一部改正
第27条 平成15年3月1日会則一部改正
第28条 平成19年3月10日会則一部改正